

議案第50号

守口市立保育所条例を廃止する条例案

守口市立保育所条例を廃止する条例を、次のように制定する。

平成27年12月 7 日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市立保育所条例を廃止する条例

守口市立保育所条例（昭和27年守口市条例第78号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（守口市附属機関条例の一部改正）

- 2 守口市附属機関条例（平成25年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表守口市立保育所の民間移管に伴う保育所運営者選考委員会の項を次のように改める。

守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者選考委員会	守口市立保育所の民間移管に伴って行う保育所運営者及び認定こども園運営者の選考の基準の策定及び選考に係る審査に関する事務	10人以内	1 学識経験者 2 関係市民団体の代表者 3 市民 4 その他市長が適当と認めた者	1年以内で市長が定める期間
-----------------------------------	---	-------	--	---------------